

平成 24 年 12 月 27 日

受動喫煙の防止等に関する条例の施行等に伴う対応について

1 実施目的

これまで受動喫煙防止対策の一環として、健康増進法第25条の規定に基づき、平成19年7月1日から警察施設内は原則禁煙とし、職員の健康増進と快適な職場環境づくりを推進し、例外的に交番の休憩室等を喫煙可能場所と指定しておりましたが、「受動喫煙の防止等に関する条例」が制定されて平成25年4月1日から施行されること及び「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の制定が検討されていることを踏まえて、平成25年1月から3月までの間を試行期間として、以下の禁煙措置を講じることとしました。

2 実施期日

平成 25 年 1 月 1 日

3 新たな禁煙措置

例外的に喫煙を認めていた次に掲げる警察施設について、新たに禁煙場所として指定しました。

(1) 県下全交番の休憩室

(2) 葺合警察署留置施設内の運動場

4 その他

交番勤務員の喫煙場所は屋外とし、周辺住民の迷惑とならないよう十分に配慮します。